

【法務省】

- 司法書士試験業務
（直接行政サービス事業：直接型）
- 矯正業務
（直接行政サービス事業：直接型）
- 人権相談業務
（直接行政サービス事業：直接型）
- 訟務業務
（直接行政サービス事業：直接型）
- 出入国在留管理業務
（直接行政サービス事業：直接型）

◎目的

- 政策別コスト情報は、省庁の政策ごとのコストを表示したセグメント情報であり、人件費や事務費を含むフルコストで特定の政策に係る費用を一覧できることにより、①コストの経年変化や他事業との比較分析が可能となり、②行政活動に関する国民の理解の促進を図れること等を目的として作成・公表しておりますが、その一方で、政策別コスト情報には一つの政策単位に複数の事業が含まれており、コストの集計単位が大きいためフルコストの分析が難しいといった課題があります。
- 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会に設置した「財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ」での議論をとりまとめ、平成27年4月30日に公表した「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」では、「フルコスト情報の把握」をあげております。

「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」（抜粋）

第2 活用の方向性

(3) 行政活動の効率化・適正化のための活用

インフラ資産台帳の整備やフルコスト情報の把握・活用により、行政活動の効率化・適正化が可能となるのではないかと考えられます。

- 今回「政策別コスト情報の改善」の取組として、試行的に代表的な個別事業についてのフルコストを算定し、公表することとしました。
- この取組により、以下のような効果があると考えられます。

- ① 個別事業ごとに要する人件費や事務費に加え、減価償却費や退職給付引当金繰入額といった現金収支を伴わないコストを含むフルコストが明らかになる。
- ② 国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでにどのようなコストがどのくらい発生しているのかが把握できるようになる。
- ③ 利用者1人当たりなどの「単位当たりコスト」を算出することにより、事業のボリュームを把握できるとともに、事業の効率性の分析が可能となる。

- 法務省の省庁別財務書類や政策別コスト情報の参考情報として、個別事業のフルコスト情報を国民の皆様が開示することにより、国民の皆様が法務省の政策に関する理解を深めていただくとともに、法務省職員のコスト意識を向上させ、より効率的・効果的な事業の執行に努めてまいります。

◎フルコスト情報の見方

(1) 業務に係るフルコスト

国が直接行政サービスを実施するに当たってのコストの総額を示しています。

(2) 単位当たりコスト

フルコストをその行政サービスを利用した利用者数などで割って算出しています。業務の大まかなボリュームを把握するための指標となります。

(3) 自己収入

当該業務の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を示しています。

(4) 自己収入比率

フルコスト等算定事業のコストに対して、税以外で直接受け入れた収入の割合です。また、「業務実施に伴い当該政策にかかるコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入」以外の収入であっても、当該事業・業務の実施に伴って、発生する収入で、当該事業・業務の実施に係るフルコストとその収入の対応関係を見る意味で意義があると考えられるものについても「自己収入」として掲記しています。

(5) その他のコスト

地方公共団体を通じて実施している国の事業で、国がその事業経費を補助金・負担金等という形で負担しているものについて、その予算科目と金額を参考として掲載しています。

司法書士試験業務

(直接行政サービス事業：直接型)

【法務省】司法書士試験事業

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0002)

事業の概要

司法書士試験は、司法書士に必要な知識及び能力を有するかどうかについて筆記及び口述試験を行うものであり、合格者に司法書士の国家資格を付与することで、司法書士の業務の適性化を図ることによって、登記・供託に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって、国民の権利の保護・明確化に寄与しています。

フルコスト 1.6億円

(内訳)

人にかかるコスト	1.0億円
物にかかるコスト	0.5億円
庁舎等(減価償却費)	0.0億円
事業コスト	一億円

(参考)自己収入 1.4億円

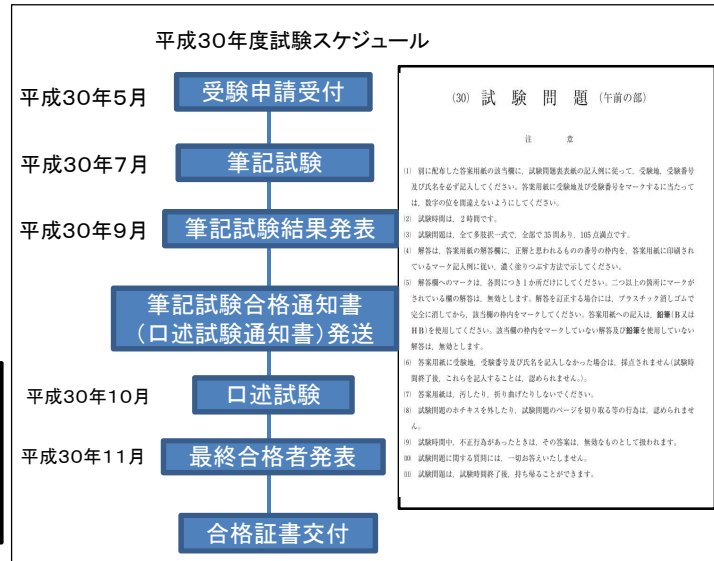
単位当たりコスト

出願者数1人当たりコスト: 9,540円

(参考)単位: 出願者数 17,668人

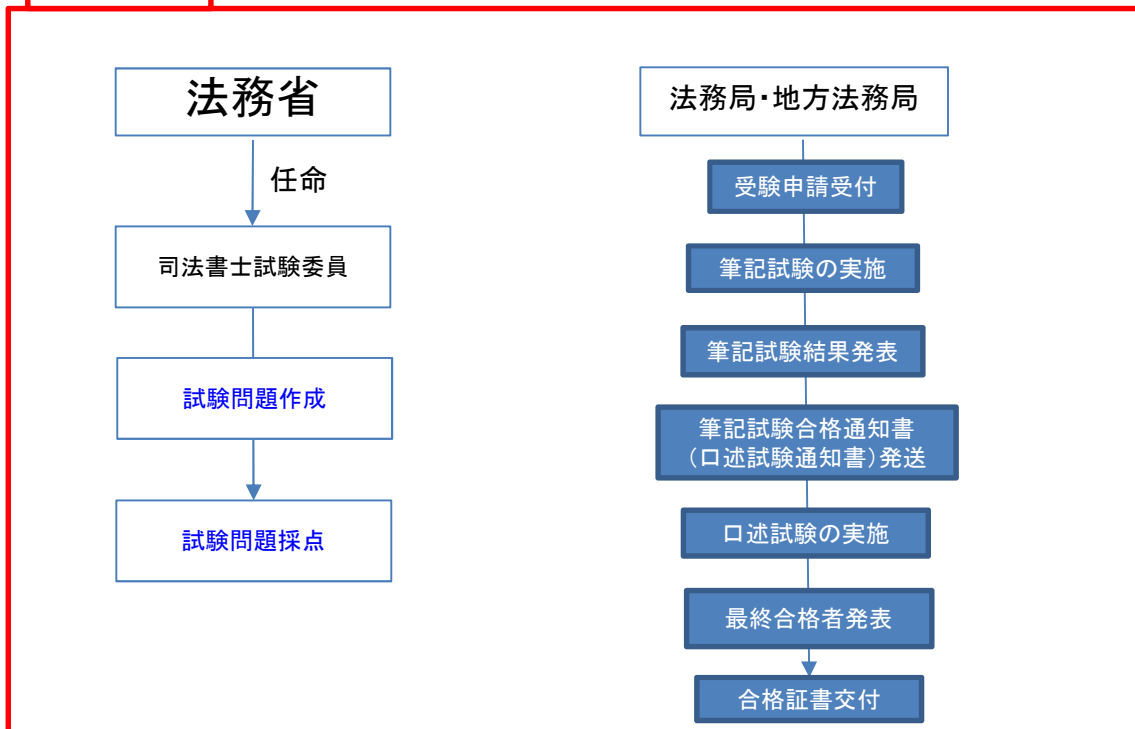
国民1人当たりコスト: 1円

(参考)単位: 総人口 126,443,180人



司法書士試験事業の流れ

フルコスト



矯正業務

(直接行政サービス事業：直接型)

【法務省】矯正業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号
(0016) (0017) (0018) (0019) (0020)
(0021) (0022) (0023) (0024)

業務の概要

矯正業務では、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、刑事施設においては、作業や改善指導等、少年施設においては、教科指導や職業指導等、適切な処遇を実現することによって、刑事・少年司法手続の円滑な運営に寄与し、犯罪・非行を犯した者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせないという役割を担っています。

フルコスト 2,635.0億円

(内訳)

人にかかるコスト	1659.3億円
物にかかるコスト	53.6億円
庁舎等(減価償却費)	240.2億円
事業コスト	681.7億円

(参考)自己収入 37.5億円

単位当たりコスト

被収容者1日当たりコスト: 13,434円

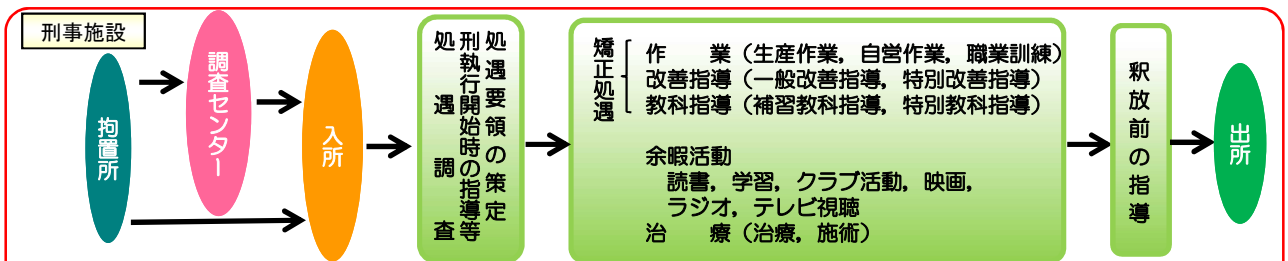
(参考)単位: 被収容者数 53,735人

国民1人当たりコスト: 2,083円

(参考)単位: 総人口 126,443,180人

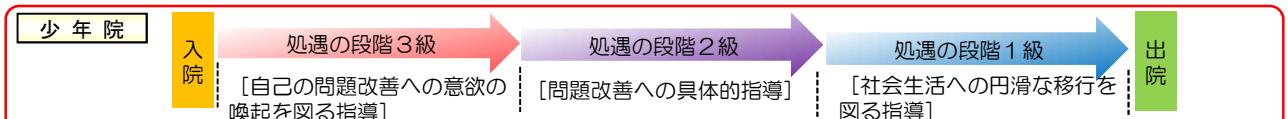


矯正業務の流れ

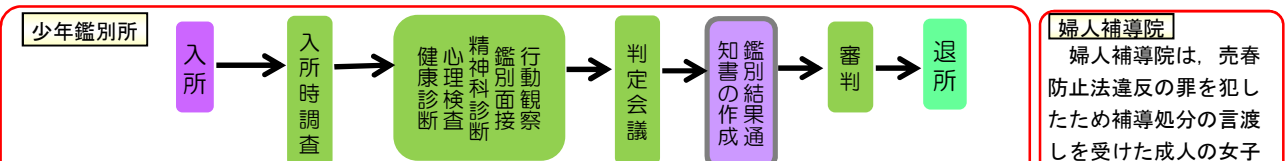


刑事施設は、法律の定める手続に従って収容された受刑者、未決拘禁者等に、それぞれ刑罰、未決勾留等を執行するための施設です。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者の資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として、矯正処遇(作業、改善指導、教科指導)を行っています。拘置所では、円滑な訴訟の遂行に寄与することを目的として、収容された被疑者、被告人の基本的な人権を尊重しながら、身柄の確保、証拠隠滅の防止などを行っています。



少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を行う施設です。矯正教育は、在院者一人一人の特性に応じた目標、内容、実施方法及び期間等を具体的に定めた個人別矯正教育計画を策定し、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせで行われています。また、社会復帰支援として、出院後に自立した生活を行うことが難しい少年等に対し、修学・就労の支援、帰宅先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援などを行っています。



少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所が行う少年に対する審判等のため、医学、心理学、教育学等の専門的な知識に基づいて、心身の状態を調査・診断し、非行の原因を解明して改善更生のための処遇指針を立てる施設です。

また、保護処分等の執行のため、少年院の長、保護観察所の長等の求めによる鑑別も実施しているほか、地域社会における非行及び犯罪の防止のため、非行、いじめ、家庭内暴力など一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談に対し、専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

婦人補導院

婦人補導院は、売春防止法違反の罪を犯したため補導処分の言渡しを受けた成人の女子を収容して、更生させるために必要な補導として、被収容者の特性に応じた生活指導、職業補導などを行う施設です。

人権相談業務

(直接行政サービス事業：直接型)

【法務省】人権相談業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0050)

業務の概要

人権相談業務では、全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方
法務局における常設相談所やデパート等における特設相談所での面談のほか、手紙、電話、インター
ネット等により相談に応じています。

フルコスト 8.3億円

(内訳)

人にかかるコスト	3.6億円
物にかかるコスト	0.3億円
庁舎等(減価償却費)	0.1億円
事業コスト	4.1億円

(参考)自己収入 一億円

単位当たりコスト

人権相談1件当たりコスト:3,861円

(参考)単位:人権相談件数 216,239件

国民1人当たりコスト: 6円

(参考)単位:総人口 126,443,180人



人権相談業務の流れ

フルコスト

①相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について、面談、手紙、電話、インターネット等において相談をお受けします。

- 常設相談所・・・法務局・地方法務局・支局
- 特設相談所・・・市町村役場・商業施設・社会福祉施設等
- 手紙・・・子どもの人権SOSミニレター
- 電話・・・みんなの人権110番・子どもの人権110番・
女性の人権ホットライン・外国語人権相談ダイヤル
- インターネット・・・インターネット人権相談受付窓口(メール相談)

②調査

関係者の協力のもと、速やかに調査を行います。

③侵犯事実の有無を判断

調査を受けて、侵犯事実が認められるかどうかを判断します。

④救済のための措置

侵犯事実の有無の判断を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講じます。

⑤処理結果通知・アフターケア

救済手続終了後は、処理結果を通知します。また、必要に応じ、関係機関と連携して、アフターケアを行います。

訟務業務

(直接行政サービス事業：直接型)

【法務省】訟務業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0055)

業務の概要

訟務業務では、法務省訟務局、法務局及び地方法務局において、国を当事者(原告・被告)とする訴訟について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動(訟務)を行っています。また、訴訟を未然に防ぐための予防司法支援、国益に関わる国際訴訟等への支援を行っています。

フルコスト 51.7億円

(内訳)

人にかかるコスト	33.2億円
物にかかるコスト	3.6億円
庁舎等(減価償却費)	2.3億円
事業コスト	12.5億円

(参考)自己収入 一億円

単位当たりコスト

処理事件当たりコスト:81.8万円

(参考)単位:処理事件数 6,327件

国民1人当たりコスト: 40円

(参考)単位:総人口 126,443,180人



訟務局の主な所管業務

訴訟追行

国を当事者とする訴訟には、公権力の行使に当たる公務員の違法行為や公の営造物の設置管理の瑕疵を理由とする国家賠償訴訟や行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

訟務局では、司法の一翼を担う者として、これらの訴訟について国の立場から統一的かつ適正な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な紛争解決の実現に寄与しています。

予防司法(予防司法支援制度)

政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、国全体の立場から適切な法律上の意見を述べることによって、法律問題の適正な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する役割も果たしています。

国際訟務

政治、経済を始め様々な分野でグローバル化が進展する中、我が国が他国の裁判所や国際機関における裁判に巻き込まれる事態の増加が予想される中、国益に関わる国際的な法律問題についても、訟務局の主張立証等の知見・ノウハウを活用して、外務省を始めとする関係府省庁と連携しつつ適切に対応しています。

国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、「法律による行政の原理」を実現

出入国在留管理業務

(直接行政サービス事業：直接型)

【法務省】 出入国在留管理業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0056)
(0058)(0059)(0060)(0061)(0062)

業務の概要

出入国在留管理業務は、日本に入国又は出国する全ての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としており、主に日本に入出国する人の審査・確認や、日本に在留する外国人の在留資格の変更等のほか、日本に不法に滞在する外国人の取締りや日本にいる外国人が難民に該当するか否かの認定などを行っております。

フルコスト 604.6億円

(内訳)

人にかかるコスト	325.2億円
物にかかるコスト	18.6億円
庁舎等(減価償却費)	12.2億円
事業コスト	248.5億円

(参考)自己収入 42.8億円

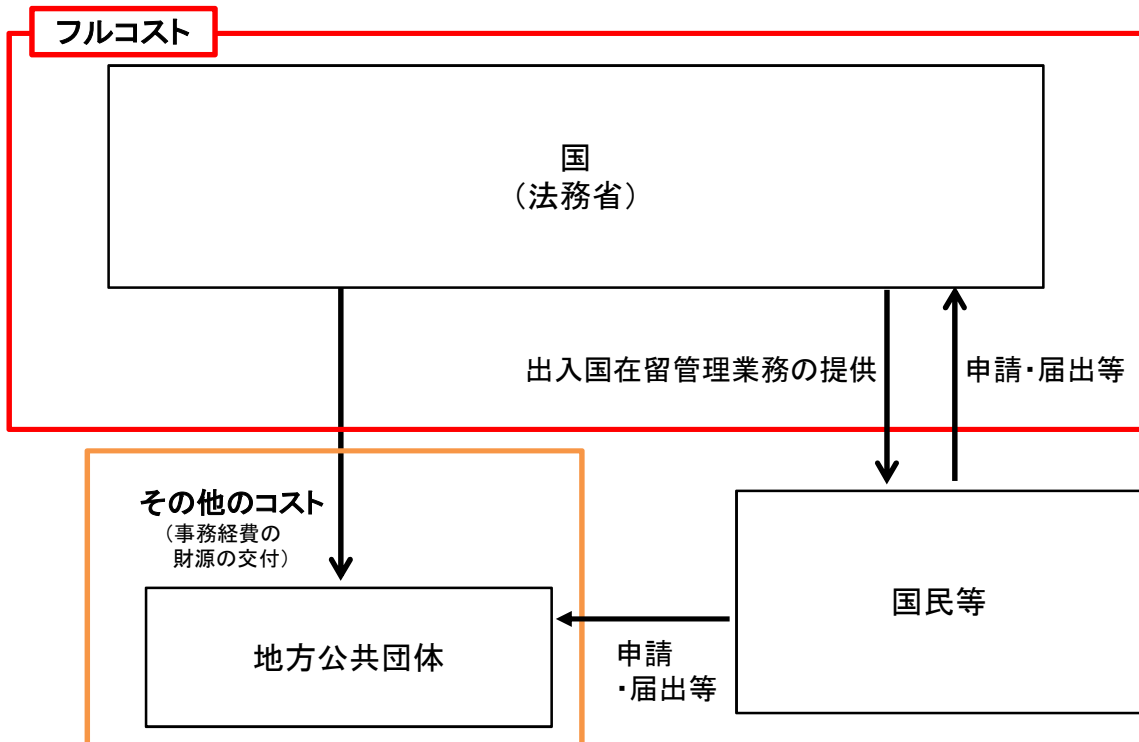
単位当たりコスト

業務1件当たりコスト:527円
(参考)単位:業務件数 114,604,248件

国民1人当たりコスト:478円
(参考)単位:総人口 126,443,180人



出入国在留管理業務の流れ



(参考)その他のコスト 10.7億円

【参考】フルコストの算定方法について

フルコストの算定にあたっては、国家公務員給与等実態調査（人事院）等及び政策別コスト情報を活用して算定しております。

1. 人にかかるコスト

国家公務員給与等実態調査より算定した平均給与額等に、業務に従事する各職員の概ねの業務量の割合を合計して算出した人員数を乗じて、当該業務に係る「人にかかるコスト」を算出しております。

2. 物にかかるコスト

業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を業務に配賦するにあたっては、業務を所掌する部局等の各職員が携わる各業務について概ねの業務量の割合を算出し、各職員の業務の割合を合計して「按分率」を算出し、当該按分率を「物にかかるコスト」の政策区分全体の総額に乗じて、当該業務に係る「物にかかるコスト」を算出する方法によって配賦しております。

【司法書士試験業務における物にかかるコスト】

業務を所掌する部局等の職員に係る「按分率」を算出し、当該按分率を業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額から業務の執行実績を除いた金額に乗じて、業務に係る「物にかかるコスト」を算出する方法によって配賦されたコストに加え、当該業務の執行実績を物にかかるコストとして認識しているコストを計上しております。

3. 庁舎等（減価償却費）

業務が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を業務に配賦するにあたっては、業務を所掌する部局等の各職員が携わる各事業について概ねの業務量の割合を算出し、各職員の業務の割合を合計して「按分率」を算出し、当該按分率を「庁舎等（減価償却費）」の政策区分全体の総額に乗じて、当該業務に係る「庁舎等（減価償却費）」を算出する方法によって配賦しております。

4. 事業コスト

業務に係る事業コストとして認識しているコストを計上しております。

【司法書士試験業務における物にかかるコスト】

該当する事業コストはありません。

5. 自己収入

業務の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を計上しております。

特記事項

「人にかかるコスト」については、平成 29 年度決算分より算定方法を見直し、平成 30

年1月25日に開催した財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会において了承された算定方法により算定を行っているため、「平成26年度 個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した26年度の計数、「平成27年度 個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した26年度及び27年度の計数並びに「平成28年度 個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した26年度、27年度及び28年度の計数と相違しています。

なお、「物にかかるコスト」、「庁舎等（減価償却費）」については、平成28年度決算分及び平成29年度決算分と同様の算定方法としております。

【出入国在留管理業務について】

自己収入については、平成30年度公表資料から参考掲載することとしたため、「平成28年度 個別事業のフルコスト情報の開示」及び「平成29年度 個別事業のフルコスト情報の開示」における公表資料では自己収入なしとしております。

司法書士試験業務等についての問い合わせ先
法務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-4111（内線：4367）